

【押印廃止に伴う各種届出・申請用紙の様式変更について】

厚生労働省より「押印を求める手続の見直し等のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が公布されたことを受け、一部を除き、押印は原則不要となりました。

(傷病手当金支給申請書等は医師の押印も不要)

それに伴い、各種届出・申請用紙を新様式に変更しましたので、今後は、新様式の書類をご使用ください。

各種届出・申請用紙のダウンロードはこちらから

⇒ <https://www.kenpo.gr.jp/sogo-seibu/sinsei/sinsei.htm>

《留意事項》

- 記載内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、記入者・証明者の氏名（サイン）をご記入ください。
- 旧帳票にて作成済みの場合、押印がなくても問題ありません。
- 押印廃止により健康保険組合から内容確認を行なう場合もございますので、ご了承ください。

【お問合せ】 そごう・西武健康保険組合

TEL：045-461-7619